

「平成19年新潟県中越沖地震」に関する緊急要望

去る7月16日、新潟県中越沖で発生した「平成19年新潟県中越沖地震」は、尊い人命が失われ、負傷者も多数にのぼっている。また、家屋、道路、文教施設等に多大な被害を与え、地域住民の生活や経済活動等に大きな影響をもたらしている。

被災町村は、県等の支援を得ながら、なお断続的に余震が続く不安の中で懸命な復興作業等を行っているところであるが、財政基盤が脆弱であり、一日も早い復旧・復興を図り、地域の存立基盤を確保するため、各般に亘る支援が必要となっている。

よって、国は下記事項について、特段の措置を講じられたい。

記

1．生活支援対策について

- (1) 被災者が活力を失うことなく、力強い復興をするため、被災者生活再建支援法の適用基準の緩和等、必要な措置を講じること。
- (2) 住宅被害については、被災者生活再建支援法に係る居住安定支援制度を拡充し、被災者の一日も早い生活再建を支援すること。

2．ライフライン施設の早期復旧について

道路、ガス、水道をはじめとするライフライン施設を早期に復旧すること。

3．激甚災害の早期指定について

「平成19年新潟県中越沖地震」について、激甚災害に早期に指定するとともに、災害救助法及び激甚災害の適用とならない町村にも、実質的に同等の支援がなされるよう、現行制度の一層の拡充を図ること。

4．地方交付税、地方債等による地方負担に対する財政措置について

災害復旧事業等の実施には莫大な費用が見込まれ、被災町村の財政が著しく圧迫されるので、町村に対する財政支援として、次の事項について、その実現を図ること。

- (1) 災害救援、災害復旧等の特別な財政需要に対し、地方交付税の算定において、十分な措置を講じること。
- (2) 災害復旧事業の財源となる地方債の所要額の確保に支障のないよう対応すること。

5．原子力発電施設の安全確保について

震源地の近くに立地する東京電力柏崎・刈羽発電所に関しては、排気からの放射性物質の検出、放射性物質を含む水の流出、消火機能の不備、地盤沈下等、耐震性への懸念が報道され、さらに、消防法に基づき緊急使用停止命令が出されたことから、住民の不安が著しく高まっている。一刻も早い原因解明と対策を講じ、住民及び観光客の安全・安心を確保すること。

平成19年7月20日

全国町村会長
山本文男